

第 112 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 1 月 10 日 (火)

10 時 00 分～

保原庁舎 2 階応接室

1 平成 24 年 年頭記者会見より (市長)

別紙資料参照

2 放射能関係

・米の緊急検査等について (産業部)

・「伊達市放射能除染作業事業者認定講習会」の開催について (放射能対策課)

2 その他 (別紙参照)

・環境放射線測定結果

・第 242・243 回福島県災害対策本部会議の概要

・災害対策号 (第 43 号) について

次回 1/17 (火) 時 分 ～

1 実施日時等

平成 24 年 1 月 10 日（火） 10：00～11：05

2 内容

1 平成 24 年 年頭記者会見より

市長が資料により説明した。

今年は、合併 7 年目、原発事故 2 年目、復興元年となる。

放射能対策は避けてはおれないものであるが、それだけではなく本来やるべき通常業務もやらなければならない。

除染と健康管理では、外部・内部被ばくの健康管理、特に内部被ばくについては、ホールボディカウンターでの子どもの検査は 3 月までに完了する。内部被ばく検査や食品検査は、市民が検査したいときにきちんと応えられるようにしておき、市民が自分で勉強し考えてもらえるようにしたい。

除染はしなければならない。12 月に実施した 2 回目の 1 km メッシュ市内一斉詳細モニタリングのマップが今月中に出来ると思うが、これはもっと正確に行う必要がある。1,500 台の簡易測定器が入るので、町内会等に細かく測ってもらいデータを集積し、伊達市内がどうなっているのか細かなマップを作成したい。

放射能に負けない、闘うということだが、今年は「放射能に負けない宣言」をある程度見通しをたてて出来るようにしたい。

人災意識の払拭をしなければならない。原因者（責任者）がはっきりしているので、人災ということで間違いではないが、責任追及ばかりですむ話ではない。自分たちが住んでいる故郷は、よく知っている自分たちでなんとかしなければならない。費用については責任者に出してもらわなければならない。地方分権・自主独立ということからしても、我々は自立した自治体（地域）でなければならない。国・県でも前例がない災害であり、自分たちのことは自分たちで考えて取り組んでいくことが、結果的に先進的な取組みとなる。

合併本来の目的である、少子高齢化対策として安心して生活できるまちづくり（具体的には健康幸都市）に取り組んでいく。

災いの中からも希望を見出すものとして、復興道路の決定やサマースクールのメリットがある。遠距離都市との災害協力のきっかけとは、1,000 km 以上離れている出雲市が災害時に真っ先に伊達市に支援物資を届けてくれた。出雲市も島根原発から 30 km 圏内であり、何かあった際には協力しましょうということである。

今年の放射能対策の基本的考え方として、除染の推進が第一であり特措法が 1 月 1 日から適用となったので、早急に除染実施計画を策定する。具体的には、①特定避難勧奨地点が設定されている高線量地域を主体に除染、②宅地周りの除染だけでは線量低下が期待されない山間地のエリア的な除染、③大型で専用の焼却施設の設置を検討、④工業団地の製品の風評被害を払拭するため団地全体の除染を進めるという 4 項目である。

健康管理対策の、外部被ばく対策としては積算線量計（ガラスバッジ）の配布、結果の通知・説明会の開催である。

成果が上がるよう取り組んでもらいたい。ガラスバジの回収率については、学校別に報告するようにしてほしい。

放射線簡易測定器を町内会に配布するが、測定結果については調書等で報告してもらい、除染支援センターでデータ管理をするようにしてほしい。

内部被ばく対策としては、ホールボディカウンターによる検査を高線量地域でガラスバジが配布されている市民にも、県などと調整しながら年1回は実施できるようにしたい。

農産物対策としては、簡易分析器で市民が安全安心のために測って自分で判断できるようにする。また、農産物モニタリングの測定結果を広報誌等で公表する。ゲルマニウム半導体検出器では、外注以外の土壌調査を我々が実施していく。

2 放射能関係

- ・米の緊急検査等について

産業部長が資料により説明した。

梁川町旧堰本村から暫定規制値を超える **550Bq/kg** が検出され、1/4 に出荷停止となった。これを受け、本日 (1/10) 堰本地区住民を対象に JA 梁川総合支店において説明会を開催する。県が実施している米の緊急調査結果の累計は、これまで 1,969 戸 2,290 検体で **500 Bq/kg** を超えたものは 9 検体であった。

市で行っている農産物モニタリング調査集計結果は、7,473 検体のうち **100 Bq/kg** を超えたものは **528** 検体であり、米は **151** 検体 (5%) であった。

1/4 以降の市農産物モニタリング調査結果については、大字、品目、件数、測定結果の最大値と最小値の結果を広報誌等で公開する。

24 年産の稲の作付けに関する国の考え方は、①暫定規制値を超過した地区については作付け制限を行う必要があると考える、②新基準値案 (**100 Bq/kg**) を超過した地域については、作付け制限について十分検討する必要がある、③作付け制限を行う場合には、関係者の意見を十分に聞きながら、関係自治体とよく相談して決定するとなっている。市の方針としては、原則作付けさせるが、これについては、現在行っている緊急調査、土壌調査等を参考にして協議していきたい。

新たな基準となる **100 Bq/kg** を超える米が市場に流通しないように、いろいろ課題もあるが安全確保に万全を期していきたい。

(市民生活部長)

この件に関して、JA では生産農家に対して広報等は行うようになるか。

(産業部長)

JA の方針を決める前に、行政と協議してからでなければ出せないということであった。

(市長)

これから長い闘いとなることを考えると、基本的には作付けしてきちんと検査をし、基準値を超えたものについては補償を受けることとした方がよいのではないかと。

第一に、耕作放棄地がどのような状況かを考えれば、作付け停止は農地の将来に禍根を残すこととなる。これは、田中先生も言っているが、飯舘村の田の現状は草刈機でも刈れないような草が生えており、もとの耕作できる状態に戻すには非常に困難である。第二に、土壌に放射

能がある前提での稲作とならざるを得ないことから、どうしたらセシウムを吸い上げない安全な米が生産できるかを実証検討する必要があること。第三に、作付け制限を受け入れて何もしないで補償を受けることより、努力したが収穫した米が基準外となって、結果的に補償を受けることになった方が農家にとってはいいのではないか。

消費者は、特に内部被ばくについては非常に心配しているので、ND(検出限界値未満)でなければ安心できない。

国に対しては、このようなスタンスで意見を申し上げていきたい。

- ・「伊達市放射能除染作業事業者認定講習会」の開催について

放射能対策課長が資料により説明した。

座学について、1/25に開催するが200名以上の申込みとなっている。実習は1回当たり20名位ということで10回に分けて実施する。

除染事業は10月から実施しているが、3回講習会を実施しており23業者57名が受講している。今回200名が受講することにより、更なる除染推進を図りたい。

(市民生活部長)

これは、伊達市オリジナルの認定であり、講師はアトックスとなる。

放射能対策課の職員3名が、昨年末に国のⅢ種試験に合格している。

(市長)

認定講習会を受講し修了することで、伊達市で発注する業務に対して何名以上いなければならぬ等はあるのか。この制度が活かされるように考えてほしい。

(市民生活部次長)

最初から厳密には人数について定めはないが、ゆくゆくは伊達市だけでなく展開するとなったときに有利になるようにしたい。

3 その他（別紙参照）

- ・環境放射線測定結果

市民生活部長が資料により説明した。

(市長)

放射能測定結果で測定値があまり変わらないので、毎日測定することはないのでないか。

(市民生活部長)

国でも、人手をかけて行う調査を機械による自動転送に切り替えるということと、週1回の測定でもいいのではないかという方針を打ち出しているので、近隣市町と合わせていきたい。

- ・第242・243回福島県災害対策本部会議の概要

市民生活部長が資料により説明した。

- ・災害対策号（第43号）について
総務課広報広聴係長が資料により説明した。

- ・新聞記事

市民生活部長が資料により説明した。

1/5 福島民友に「環境省 福島に本県除染拠点 環境再生事務所を開設」と掲載されている。

福島市のキャピタルフロントビルに開設され、当面は職員60人で業務に当たる。

明日1/11、月舘町相葎に実地勉強に来ることになっている。各省庁から派遣されており除染については、まだよく知らないということで研修会を行っており、その一環として現場視察に40人くらい来るようだ。

1/9 福島民報に「23市町村住民賠償 3月末までに支払い開始 首相、福島再生協で方針」と掲載されており、首相が福島に来県し「原子力災害からの福島復興再生協議会」において方針を述べた。

これについては、賠償担当が県へ2回ほど行っているが、個人情報の壁があり各市町村が直接、東電に出すのはいかなるものかということで、県がまとめるか国が法整備をして個人情報を一括して出せるようにしなければ、3月末というのは難しいと思う。

(会計管理者)

農産物対策で、調査結果の公表については災害対策号ですることになれば、紙面がかなりきつくなると思うが大丈夫か。

(産業部長)

今回の災害対策号には、1/4・1/5のみの測定結果であったが、大字単位での公表となるので1週間分になれば膨大な量になる。できれば放射線測定結果に替えて掲載できるようにしたい。

(広報広聴係長)

放射線測定結果を1週間のうち直近2日分のみ掲載することにすれば半分くらいになる。

(市長)

放射線測定結果については、別用紙かまたは災害対策号の増ページとするか。

学校のように除染（表土除去）が終わっているものについての掲載はどうか。測定結果が変わらないので、掲載はしなくてもいいのではないか。

公園の除染について、周辺の放射線の影響を受けないように機械を鉛で囲って測定した値は本当に下がっている。周辺とはどこから影響を受けているのか。

(建設部長)

周辺宅地の生垣や植木等からの影響がある。面積が小さい公園だと周囲の影響を受けやすい。

(市長)

井戸水については、これから規制値が10Bq/kgとなった場合、検出下限5Bq/kgということで

いいのか。このことは確認するようにしてほしい。

(産業部長)

ゲルマニウムで遮蔽（保健センターのレントゲン室）し時間をかけて測定すれば 0Bq/kg となる。

(市長)

児玉先生の本によれば、「食品検査といわれていますが、ゲルマニウムカウンターというのではなしに、今日ではもっと高性能の半導体を用いたイメージングベースの測定器^注が、はるかにたくさん開発されています。」と書いてある。これには前段があり、汚染地で徹底的な測定が出来るよう補償しなければならないとある。

(市民生活部長)

児玉先生がテレビに出ておられ、浪江の請戸は、放射線が 0.2、0.1 くらいであるのに警戒区域であるのか、線量を測ってやるべきだと。山間地は 30 年かけて植林し伐採する。燃やしたものはキャッチする。排熱利用で発電してはどうかと、そういうことを訴えたいと言っていた。

(市長)

山林除染で焼却するとき、発電するなど熱を利用するようなことを考えなければならないのではないか。

佐藤金正議員から話があり、米については作らせるようにして、汚染により出荷できない米や、畑では、とうもろこしを作ることとし、それをバイオエタノールとして利用するなどしてはどうかと話している。

現実的に問題を捉えなければならない。現実を否定しては始まらない。

《次回本部会議》

平成 24 年 1 月 17 日（火） 16 : 00～

本庁舎 2 階 応接室において

(文責：齋藤 孝幸)

^注 放射線を画像として映せる機械